

平成29年分の確定申告から「セルフメディケーション税制」が適用

市販薬を購入したときは、レシートを保管しておきましょう

平成29年1月から、市販薬(医療用から転用された特定成分を含む医薬品)を年間12,000円を超えて購入した場合、超えた金額(上限88,000円)について所得控除が受けられるようになりました(平成33年分までの5年間)。生計を一にしている家族の分も含まれます。

これを「セルフメディケーション税制」(医療費控除の特例)といい、対象となる市販薬には、右記のマークが薬のパッケージに印刷やシールなどで表示されていることがあります。なお、従来の医療費控除と同時に適用を受けることはできません。

この控除制度を利用するには、健診を受けていることなどの条件があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



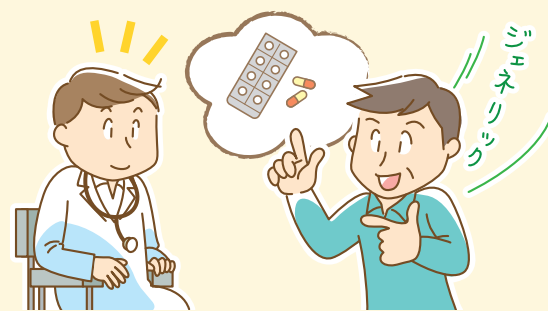
今飲んでいる薬をジェネリックへ切り替えてみませんか

ジェネリック医薬品利用の場合の薬代がわかります

当健保組合では、平成29年3月より、ウェブサービスにて、『ジェネリック医薬品利用促進通知』の配信を行っております(今後、定期的に配信予定)。これは、現在、みなさんが服用中の薬について、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の差額をお知らせするものです。

ジェネリック医薬品が安全で安価とわかっていても、なんとなく不安がある方もいるかもしれません。こんなときは、かかりつけの医療機関や薬局に相談してみましよう。新薬からジェネリック医薬品に切り替えたい場合の相談や、お試し調剤*に対応してくれます。

花粉症や高血圧など、長期にわたって服用する薬ほど、薬代節約の効果が大きいジェネリッ



ク医薬品。医師等に相談のうえ、ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか。

※薬局において調剤される薬の数日分について、まずはジェネリック医薬品を試して、その後の体調などをみて、ジェネリック医薬品を使い続けるかどうかを判断する調剤方法。

ウェブで健康情報コンテンツ「ヘルシーファミリー倶楽部」をご覧ください

★ご利用には登録が必要です。下記ご参照ください。

ウェブサービス：
<https://smtg-kenpo.jp>

ヘルシーファミリー倶楽部をご活用ください

昨年11月よりウェブサービスを開始し、現在、医療費・保険給付金の明細、ジェネリック医薬品利用差額試算、健康診断結果(勤務先から提供を受けた健診結果、または、(株)イーウェル経由で受診した健診結果)を照会することができます。

平成29年4月より、健康情報コンテンツ「ヘルシーファミリー倶楽部」をご覧ください。健康に関する書籍はもちろん、日常生活に役立つ100冊以上の電子書籍が読み放題で、病気・薬(ジェネリック医薬品対応)・病院検索から日々の健康づくりや、月2回で更新される健康情報記事など、魅力的な健康コンテンツが満載です。ぜひご活用ください。



ウェブサービスへの登録のお願い

ウェブサービスは、ホームページと一体で健康増進サービスの基盤としていく計画です。1人でも多くの方に登録いただき、同サービスをご利用いただきたいと考えております。開始から4ヵ月が経過し、平成29年2月末現在で全被保険者の約34%の方にご登録いただいております。未登録の方につきましては、昨年10月～11月に配付いたしました(その後ご入社された方には、保険証発行時に配付しています) ID・仮パスワード

を使用して登録をお願いします。

ID・仮パスワード通知を受領後、退職され任意継続被保険者となられた方でも、同ID・仮パスワードは有効ですので、未登録の方は、登録をお願いします。

なお、ID・仮パスワード通知が「見当たらない」「紛失した」方には、再発行いたしますので、事業所健保担当者か当健保組合あてご連絡ください。

マイナンバーの取扱いについて

一般被保険者(ご勤務の方)および被扶養者

平成29年1月より、健保組合は、個人番号利用事務実施者としてマイナンバーの取扱いを開始しております。当健保組合では、勤務先を通じて被保険者および被扶養者のマイナンバーを取得いたしますので、届出書等にマイナンバーを記載いただくことはありません。新たにご家族を被扶養者に追加したい場合は、勤務先にマイナンバーの届け出を忘れずに行ってください。

任意継続被保険者および被扶養者

本人確認(個人番号の確認・身元確認)に関する手続きでご負担をかけることになるため、当健保組合が住基ネットからマイナンバーを取得いたします。

